

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合、その他紹介のサービスに付随するサービス	1. 手数料の額 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金予定額(※1)(内定書や労働条件明示票等に記載されている額)の50%(※2)とします。 2. 手数料負担者 上記1. の手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	1. 手数料の額 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金予定額(※1)(内定書や労働条件明示票等に記載されている額)の50%(※2)とします。 2. 手数料負担者 上記1. の手数料負担者は 求人者 とします。

※1 労働契約における契約期間が1年に満たない場合には、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金額を算定基礎とします。

※2 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 2 7 - ユ - 1 3 0 0 1 1

事業主 名称所在地

株式会社トーコー

大阪府枚方市上島町12番20号